

図書館東海目録サービス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、図書館東海目録サービスと称する。

(主たる事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を、愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、医学・医療その他関連領域の図書館の相互協力とネットワークの形成を通して医学と医療の進歩発展に貢献するに努め、これを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学文献相互利用の促進
- (2) 図書室等の蔵書構築、医学文献の分担購入・保管、データベース契約に関する相談、協力
- (3) 会員の資質向上のための研究会、講習会等の開催及び会員相互の情報交換
- (4) 会員の研究、能力開発の奨励
- (5) 医療従事者及び一般市民等への医学文献利用に関する促進、協力、相談
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

第3章 会員

(団体の構成員)

第5条 この団体に次の会員を置き、正会員をもって総会で議決権を与える会員とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 この団体が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 この団体の事業を援助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この団体の発展に特に貢献した個人で、理事会の推薦により総会で決定した者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は理事会において別に定める基準により、代表理事がその可否を決定し、これを

その者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この団体の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 団体の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法を以て決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 1 名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員及び顧問

(役員の設置)

第18条 この団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、専務理事を 1 名置くことができる。

3 代表理事以外の理事のうち、専務理事を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び専務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。代表理事をもって会長とする。

3 監事はこの団体又はその子団体の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の 3 分の 1

を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行する。

(幹事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に、違反する事実若しくは著しく不当な事実が認めるときは、これを総会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 役員の報酬等は、総会の決議をもって定める。

(顧問の設置)

第25条 この団体に、顧問を置くことができる。

(顧問の選任)

第26条 顧問は、理事会の決議によって選任する。

(顧問の職務及び権限)

第27条 顧問は、専門的もしくは経験的な立場から理事会等に出席して助言する。

(顧問の任期)

第28条 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問の解任)

第29条 顧問は、理事会の決議によって解任することができる。

(顧問の報酬等)

第30条 顧問の報酬等は、理事会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この団体に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この団体の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

第34条 通常理事会は、毎年2回開催する。

第35条 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1 代表理事が必要と認めたとき。
- 2 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したと

きは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この団体の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(4) 監査報告

(5) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第45条 この団体は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この団体は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 この団体が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この団体の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第10章 委員会

（委員会）

この団体の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

（事務局の設置）

第50条 この団体に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任命）

第51条 事務局長及び職員の任命は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

設立日 2025年3月13日